

## 第3 ごみの収集処理

平成16年4月現在、市内の全世帯数1,472,236世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出される家庭ごみ、資源となるものは、市内の18か所の収集事務所（西区全域と中区の一部については民間業者に委託）がそれぞれの所管区域内の収集を行っているほか、市民の生活環境の保全と清潔の保持のために、粗大ごみの収集、河川清掃、犬・ねこ等動物の死体処理、不法投棄ごみ及び放置自動車等の処理を行っています。

### 1 家庭ごみ

家庭ごみの収集は、週3回ステーション方式により実施しています。

平成12年2月から、分別排出の促進、事業系ごみの混入防止、作業事故の防止を目的として、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）又はふた付きの容器での排出としています。なお、一部中高層集合住宅では、コンテナや自動貯留排出装置を採用し、住民の利便性と都市美観の保全を図っています。

中継輸送

収集地区と焼却工場との距離が遠い地域のごみ収集作業の効率化を図るため、中継基地として輸送事務所4か所を設置し、大型車に積み替えて焼却工場へ輸送しています。

中継輸送力の強化を図るため、従来から施設や車両の機械化を進め、昭和59年磯子輸送事務所、昭和62年戸塚輸送事務所、平成3年神明台輸送事務所、平成6年神奈川輸送事務所において、積載効率の高いコンパクト・コンテナ方式を採用し、作業の効率化に努めています。

### 2 資源となるもの

ごみの減量化・資源化を推進するため、資源となるものの分別収集を、週1回ステーション方式により実施しています。

対象品目は、飲食料用の「缶・びん・ペットボトル」と、なべやフライパンなどの「小さな金属類」で、それぞれ中身がはっきりと確認できる半透明の袋に入れて排出します。

また、家庭で使用した乾電池は、家庭ごみの収集時に週1回分別収集をしています。

さらに、平成15年10月から、「プラスチック製容器包装」「古紙」「古布」「燃えないごみ」「スプレー缶」の分別収集について一部地域（約4万世帯）でモデル実施を開始しました。新たな分別品目のうち「プラスチック製容器包装」は週1回、「古紙」「古布」は月1回、「燃えないごみ」「スプレー缶」は家庭ごみの収集時に週1回分別収集しています。

### 3 粗大ごみ

粗大ごみは、平成13年1月から「粗大ごみ受付センター」で電話申込みを受け付け、戸別収集（有料）を実施しています。また、平成15年8月からインターネットによる受付を開始しました。

さらに、高齢化社会の進展や核家族化の進展に対応するため、高齢者や障害者で自宅内から粗大ごみを持ち出すことが困難な方を対象に、宅内に入って収集するサービスを平成13年4月から実施しています。

## 4 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、法律及び条例により事業者の自己処理責任が規定されており、平成9年の全量有料化移行、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するか、事業者自ら市が指定する施設に搬入することとなっています。

また、事業系一般廃棄物のうち、資源化可能な古紙については、種類毎に分別してリサイクルすることとしています。

## 5 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育の場合は手数料（4,500円/個）を徴収しています。

平成15年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況 (単位：個)

種類	区分	処 理 個 数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		1,279	1,157	122
ねこ		11,783	1,202	10,581
その他		1,823	434	1,389
計		14,885	2,793	12,092

## 6 ごみ処理原価年度別推移

(単位：円/t)

年 度	11年度	12年度	13年度	14年度
ごみ処理原価	41,687	41,622	42,494	41,729
内 収 集 運 搬	28,194	28,622	27,839	26,608
内 訳 処 理 処 分	13,493	13,000	14,655	15,121

ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。